

福岡県公報

令和8年2月3日
第 667 号

目 次

告 示 (第50号 - 第54号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) 2
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	(農山漁村振興課) 2

公 告

○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課) 3
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) 3
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課) 3
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項の変更	(住宅計画課) 3
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課) 4

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定	(行財政支援課) 4
○長が不在者投票管理者となるべき病院等の変更	(行財政支援課) 4

公安委員会

○獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課) 4
○獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課) 5
○クロスボウの取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開 催	(警察本部生活保安課) 6

○クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開 催	(警察本部生活保安課) 6
○福岡県行政手続条例に基づく意見公募手続	(警察本部交通指導課) 7
内水面漁場管理委員会	
○室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課) 7
○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	(漁業管理課) 7

告 示

福岡県告示第50号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚穂波線	前	飯塚市建花寺639番3先から 飯塚市蓮台寺1053番1先まで	11.5 ~ 80.0	2,325.0
			後	飯塚市建花寺639番3先から 飯塚市蓮台寺1053番1先まで	11.5 ~ 226.0	2,325.0

福岡県告示第51号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年2月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	福吉富線	築上郡上毛町大字土佐井295番先から 築上郡上毛町大字土佐井887番2先まで

福岡県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員（メートル）	延長（メートル）
久留米	県道	久留米城島線 大川	前	久留米市梅満町243番1先から 久留米市梅満町129番1先まで	18.8 ～ 40.6	142.0
			後	久留米市梅満町243番1先から 久留米市梅満町129番1先まで	11.8 ～ 30.9	142.0

福岡県告示第53号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

田川郡添田町大字津野字ケイサン803・1027（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字穴田1025（次の図に示す部分に限る。）、字京念1031（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、抾伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第54号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和7年12月福岡県告示第715号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する八女市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 揭示場所及び所在が不明な者の氏名

八女市役所

川口 廣祥、宮原 林藏、宮原 平三郎、宮原 熊次郎、宮原 徳男、宮原 伊三郎、宮原 力藏、宮原 良市、宮原 又藏、宮原 キリノ、宮原 昭史、宮原 實、宮原 庄太郎

2 通知の要旨

（1）農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和7年12月
福岡県告示第715号によること。

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第248回
福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和8年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和8年2月18日 13時30分

2 会場

福岡市東区箱崎二丁目52番1号

福岡リーセントホテル 2階 舞鶴の間

3 予定議案

福岡広域都市計画区域区分の変更について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を
交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の
場合は抽選となることがある。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1
項の規定により大牟田市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市
部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

大牟田都市計画地区計画の変更（令和8年1月15日大牟田市告示第175号）

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規
定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和8年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 失効した特定危険薬物の名称

(1) 化学名 3- {2- [(シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル} -1H-
インドール-4-オール及びその塩類

(2) 化学名 2- [(4-イソプロポキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1-
2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ[d]イミダゾ
ール及びその塩類

(3) 化学名 2- {2- [(2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル] -
5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N, N-
ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項
に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部
を改正する省令（令和8年厚生労働省令第5号）の施行により、医薬品、医療機器等
の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第
15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和8年1月31日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による
。

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112
号。以下「法」という。）第61条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法

人から支援業務の種別、住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和8年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
一般社団法人 家財整理相談 窓口	支援業務の種別	法第62条第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる業務	法第62条第5号及び第6号に掲げる業務	令和7年12月12日
	支援法人の住所	東京都中野区中野二丁目24番11号住友不動産中野駅前ビル18階	東京都中野区中野二丁目24番11号住友不動産中野駅前ビル19階	令和7年11月1日
	支援業務を行う事務所の所在地	東京都中野区中野二丁目24番11号住友不動産中野駅前ビル18階	東京都中野区中野二丁目24番11号住友不動産中野駅前ビル19階	令和7年11月1日

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和8年2月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（柳川2期地区）	令和5年7月7日
区画整理事業（浮羽地区）	平成31年3月26日
農業用排水施設整備事業（浮羽地区）	令和7年8月7日
農道整備事業（浮羽地区）	令和7年3月25日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき、

不在者投票を行うことができる施設を指定した。

令和8年2月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

施設名	所在地	指定年月日
有料老人ホームナーシングホーム だざいふ	太宰府市向佐野四丁目10-1	令和8年1月21日

福岡県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

令和8年2月3日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

施設名	変更内容	変更後	変更前
新古賀みなみ病院	施設名	新古賀みなみ病院	久留米南病院
	所在地	福岡県久留米市荒木町下荒木1616-1	福岡県久留米市荒木町下荒木1616

公安委員会

福岡県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和8年2月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和8年3月18日（水）午前10時00分から午後5時30分までの間								
(2) 講習会の場所 福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室								
(3) 受講対象者 福岡県内に住所を有する者								
(4) 受講可能人員 20名								
2 講習の科目								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時 間</th> <th>科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前10時00分～午後3時30分</td> <td>獣銃及び空気銃の所持に関する法令 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い</td> </tr> <tr> <td>午後3時30分～午後4時30分</td> <td>講習結果に対する考查</td> </tr> <tr> <td>午後4時30分～午後5時30分</td> <td>考查結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)</td> </tr> </tbody> </table>	時 間	科 目	午前10時00分～午後3時30分	獣銃及び空気銃の所持に関する法令 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考查	午後4時30分～午後5時30分	考查結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)
時 間	科 目							
午前10時00分～午後3時30分	獣銃及び空気銃の所持に関する法令 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い							
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考查							
午後4時30分～午後5時30分	考查結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)							
3 注意事項								
(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。								
(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。								
(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。								
(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「獣銃等取扱説本」を必ず持参すること。								
(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。								
(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡すること。								

福岡県公安委員会告示第11号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獣

銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和8年2月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和8年3月4日（水）午後1時30分～午後4時30分	福岡県糸島市前原中央一丁目6番1号糸島警察署 会議室	糸島警察署
令和8年3月6日（金）午後1時30分～午後4時30分	福岡県小郡市大板井234番地1小郡警察署 会議室	小郡警察署
令和8年3月20日（金）午後1時30分～午後4時30分	北九州市戸畠区汐井町2番1号戸畠警察署 会議室	戸畠警察署

2 講習の科目

- (1) 獣銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「獣銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第12号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和8年2月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所**(1) 講習会の日時**

令和8年3月15日（日） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考查
午後4時30分～午後5時00分	考查結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること

。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱説本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和8年2月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所**(1) 講習会の日時**

令和8年3月8日（日） 午前9時00分から午後0時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- メートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
 - (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
 - (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱説本」を必ず持参すること。
 - (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
 - (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第14号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第1項の規定に基づき、福岡県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則(案)について、次のとおり意見を募集する。

令和8年2月3日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間
令和8年1月22日から同年2月20日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県警察ホームページ(<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通指導課に備え置く。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)第33条に基づくしろうおやなによる採捕、試験研究機関等が試験研究等のためにする採捕及び陸岸からの竿釣り

、手釣りについてはこの限りでない。

令和8年2月3日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線から口線までの区域
イ線 福岡市西区愛宕、室見橋の上流端の線
口線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

令和8年3月1日から令和8年5月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和8年2月3日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 佐々木 和之

1 指示の内容

次に掲げるコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)は、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

2 指示の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで